

## 令和3年第5回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月16日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	6月16日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	6月16日 14時59分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	内間 常喜 君	総務課長	西江 忍 君
	福祉課長	新城 米広 君	住民課長	平敷 兼清 君
	会計管理者	東江 民雄 君	政策調整室長	宮城 弘和 君
	農林水産課長	玉城 正朝 君	農林水産課参事	浦崎 悟 君
	建設課長	知念 利次 君	商工観光課長	島袋 英樹 君
	教育行政課長	万寿 祥久 君	医療保健課長	山城 直也 君
	公営企業課長	亀里 裕治 君	農業委員会事務局長	大城 篤 君
総務課長補佐	古堅 裕喜 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和3年第5回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月16日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（5番 島袋 勉議員・6番 山城善彦議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		村長の所信表明
第6		一般質問（3名）
第7	報告第8号	令和3年度伊江村人材育成会の業務報告について
第8	報告第9号	令和2年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第9	報告第10号	令和2年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第10	報告第11号	伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分の報告について
第11	承認第3号	専決処分した令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて
第12	議案第36号	伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会設置条例の制定について
第13	議案第37号	伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第38号	中層型浮漁礁更新工事の請負契約について
第15	議案第39号	伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について
第16	同意第4号	監査委員の選任について

## ○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和3年第5回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 島袋 勉議員、6番 山城善彦議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、2日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

議会運営委員会までに受理した陳情等の一部は、総務常任委員会へ付託しましたので報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元にお配りしました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張等について、報告します。

4月23日、令和3年度沖縄振興拡大会議が開かれ役場会議室において、ウェブ会議にて出席しました。

5月11日、北部市町村議会議長会第1回理事会・定例総会が名護市の北部会館で行われ出席しました。

5月17日、北部振興会会計監査が北部会館で開催され、出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

## ○ 村長 島 袋 秀 幸 君

おはようございます。令和3年第5回伊江村議会定例会を招集しましたところ、全議員の御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。それでは行政報告3点ほど報告させていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、御報告をいたします。村民向けの新型コロナウイルスワクチン接種は、4月、5月の高齢者75歳以上の集団接種に始まり、その後診療所での個別接種、高齢者施設、老人ホームいえしま、ふさと苑の入所者及びデイサービス利用者、施設職員への訪問接種など、順次実施しているところでございます。

また、去る6月12日、13日の集団接種は65歳以上の方を主に、60～64歳の基礎疾患を持っている方、作業所グループホーム、ちむぐくる、たんぼぼの皆さんなど、総勢902人の1回目の接種を終え、2回目は7月3日、4日を予定しているところであります。現在の65歳以上の接種率は、2回目の接種が完了した方は384人の23.5%であります。6月からの個別接種と7月3日、4日の集団接種など、2回目を終了いたしますと、本村の65歳以上の高齢者の接種率は80%前後と見込んでおり、国が示している7月末までの完了については、ほぼ達成完了と考えているところであります。今後は7月から64歳未満の基礎疾患をお持ちの方の個別接種を優先し、その後に64歳以下の一般の方、約1,500人を予定していきますが、ワクチン供給の要望、及び北部医師会の医師派遣の要請をしており、早ければ8月中には実施、村全体の7割から8割の接種を完了させたいということで、取り組んでいるところであります。接種状況について、別紙資料を配付しているところでありますので、後ほど御覧いただければと思います。

2点目、児童生徒の活躍状況についてであります。児童生徒のスポーツ、文化面での活躍状況については、

お手元に配付してあります資料のとおりであります。後ほど、御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。

3点目、建設事業の執行状況報告について、令和3年4月30日臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり工事2件、委託業務7件、備品購入2件、合計11件を執行しておりますので、報告をいたします。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 村長の所信表明を行います。

村長から所信表明の申し出があります。これを許します。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

所信表明を申し上げます。

本日ここに、村政運営についての所信を申し述べる機会を与えていただき心から感謝を申し上げます。また、議員各位には、日頃の御研鑽と御活躍に深く敬意を表する次第であります。

私は、去る4月に執行されました伊江村長選挙において、村民皆様をはじめ各方面の御支援と御厚情により無投票当選という荣誉に浴し、3期目の村政運営の重責を担うこととなりました。改めてここに感謝を申し上げる次第であります。

過去に例を見ないような、舵取りの難しい時代の中で、私に課せられた使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いとともに、決意を新たにしているところでございます。

村民の豊かさと幸せを第一に、村民一人一人が、それぞれの場所で輝く村づくりに向けて、初心に立ち返り皆様の期待に応えるべく全身全霊で取り組んでまいりたいと考えております。

私は、平成25年4月の村長就任以来、今日まで「村民との対話による協働の村づくり」、「公明正大」、「民主・共生」を基本に、村民福祉の向上と村の伸長発展に向けて、職員と一丸となって村政推進に取り組んでまいりました。

今後も、その基本姿勢を堅持しつつ、山積する課題解決を図り、令和の時代の伊江村の基盤づくりに向け、議会をはじめ各関係団体並びに村民皆様の御理解と御協力を仰ぎながら、誠心誠意「村民本位」の村政運営に全精力で取り組む所存であります。

去る、3月議会において、令和3年度の施政方針を申し上げたところですが、その後の状況等の変化を踏まえつつ、3期目の就任後、初となる定例議会にて今後の村政運営の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

きて、昨年からの猛威を振るっている新型コロナウイルスは、今なお収束する状況にはなく、現在も沖縄を含む10都道府県が6月20日まで緊急事態宣言下にあり、極めて深刻かつ憂慮すべき事態となっており、直面する最優先の課題としましては、何よりも新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

日頃から、村民、事業者をはじめ多くの方々の感染防止対策への御理解と御協力並びに独自の感染防止対策の実施に感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、4月から開始した高齢者を対象とするワクチン接種を7月中に完了させ、8月末までに、全対象者へのワクチン接種の完了に向けて取り組んでまいります。

また、コロナ禍で困窮する家庭への生活支援及び経済的損失を受けた観光商工業をはじめとした産業への緊急支援と村内の経済回復支援であります。これまでも、国・県の補助事業の活用や村単独事業にて4次にとり感染防止対策と経済支援、次期生産支援策などを行ってきたところでございます。

今後においても、コロナ禍から村民の健康と命を守り、安心・安全な生活環境の確保に向けたきめ細やかな支援を行うとともに、感染拡大の防止策を講じながら、社会経済活動を段階的に引き上げていくために、躊躇なく実効性のある支援策を必要な時期に的確・迅速に対応できるよう全力で取り組んでまいります。

さて、私たち、伊江村は、先の大戦で焦土と化したこの島を、歴代の為政者のリーダーシップのもと、村民の英知と「融和」、「勤労」、「躍進」を合言葉の下に、不撓不屈の精神で弛まぬ努力を重ね、戦後復興に取り組み米国統治時代を経て、日本復帰という歴史の過度期の世替わりの時代を経て、今日の繁栄を築いてこられました。

今日の繁栄を享受できることに感謝するとともに、先人たちの郷土復興にかけた情熱と御労苦に思いをいたすとき、さらに住みよい希望に満ちたふるさと「伊江村」の実現に邁進し、次世代に引き継ぐ使命と責務を改めて強くしているところでございます。

先人たちの不屈の精神と団結力、協調精神は、今のコロナ禍のこれまで経験したことのない国難と言われる時代を村民とともに乗り越え、希望に満ちた明日の伊江村づくりへの道標となるものであります。

私は、全体の奉仕者としての自覚と誇りを持てる職員の育成と資質の向上を図り、今後の多岐多様な住民ニーズに応え、村民福祉の向上と村の伸長発展に公明正大、村民主体の村政の推進を常に念頭におき、職員とともに取り組んでまいります。

本村では、昭和56年の第1次総合計画を皮切りに、地域経営の指針を策定し10年ごとの村づくりを推進してきました。これまで築いてきた実績を土台として、「第5次伊江村総合計画」で定めた、村の将来像である「自然豊かな環境で、誇りを持って、みんなで協働し、活気あふれる村」の実現に向けて各分野において諸施策を展開してまいります。

しかしながら、離島で小規模町村である本村を取り巻く状況は、いつの時代でも、極めて厳しいことを念頭に施策の選択と集中と将来にわたる財政規律を図ることが求められております。

伊江村は、これまで昭和61年の最初の行政改革を皮切りに、累次にわたり行政改革を進め、行政組織のスリム化や事務事業の見直し等を行い、一定の成果を収めてきたところであります。

これまでの行財政改革の精神を受け継ぎ、今年度は、新行革大綱と実施計画を策定し、開かれた行政の推進と効率的な行政システムの確立等を図り、さらなる、良質で充実した住民サービスの提供に取り組んでまいります。

また、世界的な取り組みであるSDGs（持続可能な開発目標）は、時代の趨勢であり、経済・社会・環境の側面から諸施策を推進し、調和のとれた持続可能な伊江村の発展と「誰ひとりも取り残さない、環境負荷の少ない社会」の実現を目指し、国、県の推進方針を注視し適切に取り組んでまいります。

3期目の村政推進においては、これまで培ってきた村の基盤を糧に、村民の豊かさと幸せを第一に、村民一人ひとりが活躍し輝く村、自然、健康、文化を育み協働で築く活力ある村の実現に向け、「融和」、「勤労」、「躍進」の理念を村民と共有し、全力で取り組んでまいります。

先ずは、令和3年度予算の事務・事業の着実かつ適正な執行は大前提であります。同時に、県営事業等の要請及び長年の懸案事項への取り組みについても強力に推し進めてまいります。

県営事業においては、かんがい排水事業4地区の早期整備をはじめ、農地保全事業や治山事業による防潮防風林の整備について、引き続き要請してまいります。

伊江港においては、港内静穏度向上工事が順調に進んでおり、令和3年度には完了する予定となっております。引き続き西側マリーナ施設整備に向けて要請をしてまいります。本部港では、既存屋外駐車場の立体化整備やフェリー乗船時の風雨や陽ざしを防ぐ屋根付き歩道の整備の早期実現に向けて関係機関に要望してまいります。

次に伊江・本部架橋建設については、これまで沖縄振興拡大会議にて北部地区の共通の課題として要望してきたところであります。沖縄県では、距離が長く、大規模のうえ、技術的及び環境面での課題、莫大な財源の確保など解決すべき課題が多く、現段階では引き続きの検討課題としております。今後においては、伊是名・伊平屋架橋に両村が強力に要請をしている現状も踏まえ、村としても県と協議を重ねながら、当面は建設費用等の課題整理や村民のコンセンサスの把握に努めながら取り組んでまいりたいと考えております。

伊江島空港の有効活用については、伊江村議会においても意見書等を決議し、沖縄県、沖縄県議会に要請していただき心から感謝を申し上げます。空港の有効活用は、本村の大きな行政課題であります。クリアすべき課題が山積しており、その解決は厳しい道のりが予想されます。まずは、沖縄県に実態調査を含めた調査事業を実施するよう議会や北部振興会と連携し取り組んでまいります。

また、村独自の調査事業も視野に沖縄県や関係機関と協議を進めながら、体制の強化を図り取り組んでまいります。

コロナ禍が社会全体を覆い多くの社会活動に制限や日常生活における行動の変容が求められる状況下においても、市町村行政は、これまで以上に、質の高い住民サービスが求められております。日々変化し複雑、多様化する行政需要に的確、迅速に対応するには、国、県の動向を敏感に感じ取り、常に自己研鑽に努め、住民の声・ニーズを的確に捉え村政に反映していく、職員の育成と職場づくりは言うまでもありません。

職員が村民のために、働く喜びと幸せを感じられる職場環境づくりが肝要であり、労使一体となった取り組みにより成されるものと考えております。

職員一人ひとりが、この郷土伊江島に愛着と誇りを持ち、生き生きと働ける労働環境づくりを率先して取り組むことが、各自の能力の発揮を促し、ひいては村民目線に立った村政の推進につながるものと確信をするものであります。

一方で、これまで申し上げたとおり、離島で脆弱な財政基盤や限りある行政資源を背景に、行政効果を高めるには、事務・事業の厳選・及び選択と集中は必須であり、行財政改革の推進は、良質な行政サービスの提供と本村の持続的発展に資する財政基盤を確立するうえで、行政の避けて通ることできない重要な施策であります。議会をはじめ各団体や村民、事業者の皆様の行財政改革の推進に対しまして、今後の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今、国難と言われる状況を心ひとつに乗り切り、希望に満ちた夢のある明日の実現に向け、「ともに寄り添い」、「ともに踏ん張り」、「ともに励まし」頑張ってまいりましょう。

結びに、村民皆様のご健康とご活躍を心から御祈念申し上げますとともに、今後の村政運営に議員各位、関係団体並びに村民、事業者、関係者各位の深いご理解と、ご協力、ご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。令和3年6月16日、伊江村長 島袋秀幸。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで村長の所信表明は終わりました。

日程第6 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

#### ○ 8番 島 袋 義 範 議員

それでは通告に基づきまして、一般質問を2点ほどさせていただきたいと思っております。

1点目に、虫食いイモの原因となるアリモドキゾウムシの駆除事業を導入せよということで、一般質問をさせていただきます。

私は、平成22年12月定例会において、イモの害虫であるアリモドキゾウムシの駆除事業の導入を国・県に

働きかけてはどうか。との一般質問をいたしました。しかしながら、いまだに実現いたしておりません。

県内では御承知のとおり、久米島町で最初にこの事業が導入され2013年（平成25年）に根絶が確認され、事業が完了しております。その後は津堅島で駆除事業が実施され、今年根絶が確認されたとの新聞報道がありました。事業完了によってイモ生産農家の所得は確実に向上いたします。この事業は離島でしか実施できない事業であり、また1年や2年で完了できるような事業でもありません。少なくとも10年単位で確認作業を要する長期的な事業でございます。早めに手を挙げ、駆除年次計画の中に本村も組み入れてもらうよう、県に要請すべきだと考えるが村長の御見解をお伺いいたします。

2点目、歌碑巡りができるような地図型看板を伊江港近くに設置することはできないか。

本村は古くから歌の島、芸能の島として広く知られ数多くの二才踊りや組踊りが保存継承され、島の芸能は昭和51年には国の「選択」を受け、また平成10年には「国の重要無形民俗文化財」に指定されました。

島の誇る芸能を保存継承する目的で、昭和48年には村民俗芸能保存会が結成され、昭和55年から各行政区の持ちまわりによる芸能発表会がスタートいたしました。既に5巡目が終了いたしました。6巡目に入ろうとする去年、新型コロナウイルス感染症の流行により中止となりました。今年も何か中止になりそうな気配でございます。

コロナ収束後には再開されるものと期待をいたしております。さて古くから残された歌や組踊りを後世に残すため、それぞれの歌の由緒ある地に昭和62年の「仲村柄節」の歌碑建立をかわきりに、これまで多くの歌碑や民俗芸能に関わる顕彰碑が村内各地に建立されております。

近年、県内各地において、歌碑を巡るツアーが盛んに行われ大きな観光資源となっていることは御承知のとおりでございます。

そこで島の表玄関である港近くに歌碑、顕彰碑さらには史跡、名勝、戦跡も含めた建立場所が一目で分かるような大きな地図型看板を設置し、旅行者の便宜が図れるようにしたらどうか、村長の考えをお伺いしたいと思います。以上、2点お伺いします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島 袋 秀 幸 君

1点目については、私から答弁をさせていただきますが、2点目については、教育長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

島袋義範議員の1点目の「虫食いイモの原因となるアリモドキゾウムシの駆除事業を導入せよ」についてお答えをいたします。

議員お説のとおり、アリモドキゾウムシは久米島で1994年（平成6年）から2013年（平成25年）の19年間、津堅島では2007年（平成19年）から今年度までの13年間の歳月をかけ根絶が確認されております。しかし、同じく駆除対象のイモゾウムシは、現在、両島においても根絶に至っておりません。

伊江村としても事業実施については、沖縄振興拡大会議及び沖縄県議会総務企画委員会への要望、陳情を行ってまいりましたが、沖縄県からは久米島と津堅島でのイモゾウムシの根絶事業が現在も継続しており、本土・未発生地区への制限が解除されるイモゾウムシ根絶後に、次の防除地域を拡大していきたい旨の回答を受けているところであります。

本村では、イモの作付実績が平成29年度の約5.0ヘクタールから、令和元年度には約10.3ヘクタールに生産が拡大しており、コロナ禍で出荷先の事業所への供給量が減少しているものの、終息後は回復するものだと期待をしております。

今後も引き続き、イモの生産振興及び所得向上を図っていくために、アリモドキゾウムシとイモゾウムシ

の根絶事業を、久米島と津堅島の次に伊江村で行っていただくよう、機会あるごとに県へ要望・要請してまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

それでは2点目の「歌碑巡りができる地図型看板を伊江港近くに設置できないか」の御質問にお答えいたします。

本村には、先達から受け継がれた国指定重要無形民俗文化財「伊江島の村踊」をはじめ、伊江島が発祥とされる琉球古典音楽など、三線にのせた数多くの歌や踊りが伝承されております。

これらを背景に村では、口承で受け継がれた貴重な文化遺産を正しく後世に継承し、教育文化の振興のみならず観光資源としての利活用も視野に、昭和62年から平成14年までの間に伊江島ゆかりの琉球古典音楽や民謡など17の歌碑を建立してまいりました。

また、これらの歌碑等を村民はもちろん広く県内外へPRするため民俗芸能、歌碑、観光などのパンフレットや伊江村のホームページに所在地等を掲載して周知を図っております。

現在、島の表玄関である「はにくすに」ターミナル棟には、「伊江島案内図」や「みどころ満載!伊江島の旅」など、歌碑をはじめ名所・戦跡も含めた写真入りの位置図を掲示しております。

そこで当面は、観光案内所を通して旅行者の求める案内やサービスなどの現状把握に努めるとともに、「伊江島の史跡・名勝・戦跡・民俗芸能・歌碑」や「伊江島観光」パンフレットの活用と伊江村のホームページを通して歌碑めぐりが充実するよう、観光協会などと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

歌碑巡りができる地図型看板につきましては、既存の伊江島案内図等の見直しに合わせて総合的に検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

イモゾウムシについて私が平成22年12月に一般質問したときの当時は、大城勝正村長でした。その答弁の中に「事業実施の必須条件として、アリモドキゾウムシが寄生するグンバイヒルガオやアサガオの除去である」というふうな答弁がされています。それと「グンバイヒルガオやアサガオは、浜を守る。砂浜の飛散を防止するというこの2つことでできない」という答弁でした。しかし、私が久米島に確認をしたところ、この浜辺に自生するグンバイヒルガオ、アサガオの除去というのは、必須条件ではないと。向こうもどけていないですよという話があるみたいなんです。浜のグンバイヒルガオなどを完全にどけるといって、相当な事業、仕事量になると、私は当時は「おかしいな」と思いながら、あまり追及といたしますか。勝正村長とやりとりがあまり面白くなかったので、やらなかったけども、ちょっと調べてみると、やはりこういうのは「どけなくてもいいです」と、どけるのが必ずしも必須条件ではないということを知っております。そこを念頭に、よろしくお願ひしたいと思っております。

本村は、新規作物として、アジア野菜なども導入されております。もう四、五年になりますけれども、もっとなりますけれども、いまだに本当に経済作物としてのものは探されていないような私は気がします。そこで従来、伊江村でつくっていた古来、昔からつくっていたイモ、キビそうというのは、やはり伊江島は強いんです。というのは今、LCTの関係で調べていますけれども、そのLCTの事故のときにも、伊江島からイモを持って行って売りに行って帰ってくる人が亡くなったり、その当時も伊江島は「ウム、ディキユ



ンドー」ということで、たくさんの皆さんが、そのときは金になるような農産品もなかったからかもしれませんけれども、伊江島はイモどころと全県に知られて、伊江島からたくさんのイモをかついでいって売ってきたということが出ています。また歌にもありますでしょう。まじゃばるのうむや、ちゅむとからにばきというふうに言われて、新しい作物を探すにしても、古来からあるものを重要視して、そこに目を向けて今後も生産に励むべきじゃないかと。今先ほど答弁にもありましたけれども、イモの面積は増えていっているんです。紅イモというお菓子の原料ということもあってかと思えますけれども、生で食べるのは、大和イモにはかなわないわけですが、そういう加工品としてのイモの生産というのは、これからもずっと伸びていくと私個人的には思っているんです。今はこのイモゾウムシに対してもプリンスベイトという薬品ができて、すごく効き目があって、農家の皆さんも助かっていると私も聞いています。しかしながら、農家の皆さんが危惧しているのは、やはり農薬だから毎年、毎年使っていくことには抵抗があるという方もいらっしゃるわけです。聞いてみると、昔だったら3割、悪いときは4割、掘るのが遅れたりすると4割もムシケウムになってしまっていたらならなかったと。だけど今は、1割から2割ぐらいのムシケウム、それでもプリンスベイトを使っても、1割から2割ぐらいはあるんじゃないかというふうに言う人もいます。また中には、プリンスベイトができたから上等であると。そんなにないよという方もいらっしゃいます。これだけでもつくる人によっても違うかもしれませんが、しかし農薬を毎年、毎年、継続して使っていくことに対しての抵抗感はあるような感じがしております。やはり最終的には今言うイモゾウムシの根絶事業の導入を図る以外にない。100%駆除していくということにはないと思っています。

村長の答弁にもありますけれども、振興拡大会議とか県議会総務企画委員会へ要望、陳情しましたというふうに書かれていますけれども、ただ口頭で陳情ではどうしようもないと思います。というのは、久米島、津堅島で終わったら、次は先島に行くという話も聞いているんです。ですので早めに、例えばあるところが今年終われば、来年は伊江島ですよというような事業ではないんです。10年とか、20年のスパンでしかできないから、早めに手を挙げて、「伊江島も次にさせてください」という、国が主体になる事業ですので、国・県の防除計画、その中にはっきりと、次の次は伊江島ですよというぐらいに、計画にのせるというぐらいに要請をしておかないと、ただ向こうに行って、その話をしましたというだけでは通らないと思います。そのためには、私ども伊江村議会でも応援はすると、議長にもお願いしたいと思えますけれども、意見書を出したり、要請手続をしたり、そういうことは可能だと私は思っておりますので、農家の皆さんも言っています。先ほども申し上げましたけれども、「最終的にはやはり、駆除、ツァンネーニャランデャー、義範」と言われているんです。ですので早めに駆除計画の中にのせるということが一番大事ではないかと思えます。村長、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

島袋義範議員がこの一般質問で方法を申し述べている。その辺については、すべからく、私も含めて、ほかの議員も全て、そういう共通認識だと理解をしております。今後の対応をもっと強力にやれというような趣旨だと思っておりますので、おっしゃる通り、振興拡大会議、総務企画委員会が伊江村に来たときに陳情をしております。平成29年だったと思えますから、そのときにやっておりますが、その後、そういう要望もしていませんので、島袋義範議員はちゃんとした文書をもって、要請団も結成をして、県、国に要請行動をしてほしいというような趣旨だと思っております。村だけではなくて、やはり議会もそういう決議をしていただいて、一緒になって要請行動を活動をやっていくというのが、伊江村の総意としてのアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶に向けた伊江村の熱意というんですか、事業実施に向けた取り組みを国、県に強

く申し入れていくというようなことをございますから、今後現在の状況を再度、確認をさせながら今後において、そういう行動ができるように、お互いの中でも意見をとりまとめてやっていきたいと思っておりますので、議会においてもそういうときがきたら、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時44分)

再開します。

(再開時刻10時45分)

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ぜひですね村長、先ほども話をしたとおり、ただの口頭で言っていたのではちがあかないので、今でも情報を聞いているのは、「次は、先島に行くんだよ」という話を聞いているので、「そうじゃなくて、伊江島だよ」と思って、早めに手を挙げないといかんとって、今回一般質問をさせていただきました。それと津堅島が、調べてみると、勝連半島の平敷屋というところからの距離が3.9キロメートルなんです。伊江村が伊江・備瀬間が約4.6キロメートル、本によりますと、イモゾウムシは1キロぐらひは飛んでいくというふうに書かれているんです。アリモドキゾウムシの根絶に関する最近の研究見解というだし物からすると、1キロは飛んでいったという報告がされていますので、おわかりのとおり、近い区ではできないわけでは、伊江島なんか、伊是名、伊平屋も含めるんだけど、9キロメートル、3キロメートルも離れているわけだから、津堅で3.9キロメートルだから、伊江村でもできるということは前提で話をしておりますので、ぜひ先ほど村長からありましたとおり、強力に動いていただきたいと思います。ぜひ、近々そういう行動がされるよう、期待をしたいと思ひます。

次に2点目に行きます。歌碑ができたのが昭和の時代で、私が教育委員会におりましたときに、スタートしたわけですがけれども、そのときにリリーフィールドに仲村柄節の石を一生懸命に探して、スタートしたわけですがけれども、やはり我々の若い頃はそうは思わなかったんですけれども、年いったのかしらんけれども、我々の同級生の中でも「歌碑巡りをしよう」という話が出たりするんです。今回する予定だったけど、コロナでできなくなったという経緯もあるわけですがけれども、あっちこちそういう巡りをやっている人がいて、この話になると、あっちこちに行ってもこの大きな地図があつて、どこどこ回れるというのが、すぐ波止場にはあるよと。島はないな一という話があつたりして、今回しているわけだけど。旅行者においても、県内の歌碑巡りツアーというのは実施されていると。コロナでなくなったけれども、以前までは読谷村とか、本部の歌にもある石くびり、そういう巡りをするツアーも多くなつてきているということですので、そういう皆さんがいらしたときに案内、誰かを頼んでやれば一番いいんだけど、自分たちで個人で四、五人グループで来る場合に、「イチャシエー、マーレーシムガヤー」ということになりかねないですので、今回答弁の中にもありますように、既存の伊江島案内図の見取り図、見直しに合わせて総合的に検討したいというふうに言われていますので、ぜひそのときは、今回の一般質問の意図も御理解いただいて、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

県内、新聞等でも報道されたりしていますけど、県内でもこの歌碑巡りが盛んに行われているところもありますし、県内の中でも伊江島は特にこういった歌碑も多いですし、無形の文化遺産、そういったものが盛んに保存されてきておりますので、議員がおっしゃりたいのは、まわるときに細かな地図を見ながらできるようなものがあればという御意見もあるんだろうと認識をしております。議員もお持ちであるこの教育委員

会が出したパンフレット。そして商工観光課が出した、開いていく地図があるんですが、そのパンフレット、そういったものを利活用していただきながら、希望される方には、村内回っていただきたいと思っていますところでは。

またさらにその規模も、個人的に少数であったり、バスを借りて多くの方がいらっしゃる場合がありますので、教育委員会のほうでは、そういった前もって連絡があった場合には御案内することも可能ですので、観光協会の総合案内、観光案内所と連携をしながら対応できたらと考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ぜひ今ありました商工観光協会と連携してやるということも、例えば「歌碑巡りをしたいけど、どんなしたらいいですか」という問い合わせがある場合、ぜひ連携して教育委員会としても案内をしていただいたり、そういう便宜を図っていただきたいとお願いします。

それとこの歌碑建立、仲村柄節から始まったわけですがけれども、昭和62年から始まったわけですがけれども、平成14年の会所（クエージュ）跡、下宮の前にあるものかな、会所跡。あれで終わって、その後はないのかどうか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

はっきりしたことは申し上げられませんが、基本的にこの歌碑建立事業の中でやったのは、この会所跡が最後だと思いますが、その後記念事業で改善センターの前に「薩摩新橋」そういったものもつくっておりますので、正確にはその他にも若干つくったりしていると思います。

あと、ミースイ公園の西側にナナツィサンバシ、これは場所を示す、道の表示板なんですけど、それも立っております。これが前後していますので、はっきり申し上げられませんが、ということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

平成14年会所跡でこれも止まっているんです。その後そういう計画、もっと計画はないのか。これで大体、伊江島の民俗芸能はこれぐらいで終わりかなという解釈なのか。

それとナナツィサンバシの場所の碑が立っていますよね、あれ場所合っています。何かいろいろと違うよとかあったりするんですけど、あれ何か確認されましたか。何か場所が間違っているという話もあるんです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時53分)

再開します。

(再開時刻10時56分)

教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

先ほど島袋議員からございました件につきましては、私も内容をしっかりと承知しておりませんので、文化財保護審議委員会等と図りながら、調整しながらまた勉強させて、研究させていただきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

今回、一般質問させていただきました2点について、ぜひ今後御検討お願いして、実現できるようにイモゾウムシについても、歌碑の地図についても、御検討いただきたいということで終わりたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。 (休憩時刻10時57分)

再開します。 (再開時刻10時57分)

先ほど、答弁漏れがありますので、教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内間常喜君

答弁漏れがございましたので、再度答弁させていただきます。今後の計画なんですけれども、一通り必要であろうと思われる歌碑建立につきましては、終わったということで今後また要望といたしますか。こういったものもあったんだけどとかということで、掘り起こし等があったときに、そういったことも文化財保護審議委員会も含めて、あるいは民俗芸能保存会、野村流の古典音楽保存会の支部とか、そういった知識のある経験者を交えて、また検討することになろうかと思えます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

休憩します。 (休憩時刻10時58分)

再開します。 (再開時刻11時15分)

次に、3番 虻江 修議員の答弁を許します。3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻江 修議員

通告に基づきまして、1点の一般質問を行います。

1. 街灯の増設について

本事案については、これまで渡久地議長をはじめとして一般質問、また予算審査特別委員会などで質疑がなされております。村当局としても現状把握・調査して必要なところには随時増設されてきたものと思えますが、現在においても「道ばたが暗くて怖い。もっと街灯を増設して欲しい」との要望が村民から多く寄せられています。

また、島を訪れる観光客からも「伊江島は暗くて夜は歩けない島だね」との声も漏れ聞こえてきます。令和3年3月には、伊江村青少年旅行村リニューアル基本計画が策定されました。令和6年4月のリニューアルオープンに向けて、今年度以降事業が進められると思えますが、リニューアルによりこれまで以上に来島される人の増加も見込まれます。

村民の安全・安心はもちろんのこと、来島される観光客が安全・安心に伊江島を楽しんでもらうためにも、環境整備をはかるべきだと思慮されるが村当局の見解は。

1) 平成24年度に各区の街灯希望調査を実施したとあるが、それ以降は行っているのか。

2) 平成25年2月末現在332灯設置され、平成23年度実績の年間維持管理費は約260万円と答弁されているが、現在の状況は。

3) 街灯設置にあたり設置基準、あるいは優先順位等の決まりはあるのか。

4) 令和6年4月の青少年旅行村のリニューアルオープンを見据え、また、児童生徒の通学路でもある伊江港ターミナルから、青少年旅行村入口までの動線を早急に対策できないか。以上、4点について伺います。

○ 議長 渡久地政雄君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

虻江 修議員の「街灯の増設について」の御質問についてお答えいたします。

本村の街灯の設置につきましては、平成25年度より、LED灯へ新規増設や転換を行い、村民の安心・安全な生活環境づくりに努めているところでございます。

1つ目の「平成24年度に各区の街灯希望調査を実施したとあるがそれ以降は行っているのか」についてお答えします。平成24年度以降にしまして調査は行っておらず随時、各区からの要望をもとに設置検討を行っている次第でございます。

2つ目の「平成25年2月末現在332灯設置され、平成23年度実績の年間維持管理費は約260万円と答弁されているが現在の状況は」についてお答えいたします。設置灯数につきましては、令和3年5月末時点で510灯、令和2年度実績での年間維持管理費は266万6,202円となっております。

3つ目の「街灯設置にあたり設置基準、あるいは優先順位等の決まりはあるのか」についてお答えをいたします。本村独自の設置基準は定めていませんが、日本防犯設備協会等の基準に準じ設置し、優先順位等につきましては、各区からの要望を優先にし、また、村で必要と感じる通学路等へ設置している状況であります。

4つ目の「令和6年4月の青少年旅行村のリニューアルオープンを見据え、また、児童生徒の通学路でもある伊江港ターミナルから青少年旅行村入口までの動線を早急に対策出来ないか」についてお答えをいたします。伊江港から旅行村入口までの街灯につきましては、等間隔には設置されておらず、暗い場所も随所にみられることから、来島される観光客が安全・安心に楽しんでもらえるような環境整備づくりについては、認識しているものの周辺環境にあわせた、バランスの良い配置計画を考えながら設置に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

今答弁で、自分が質問したのは4点あるんですけども、1点目の希望調査に関しては、今村長のほうから答弁がありましたように、随時各区からの要望に沿って、随時検討・設置しているというお話がありました。自分も区長会の資料、どういったのがあるのかということで、過去古いやつですと平成29年から、保存年限が3年だということだったので、今出てるのは、自分の手元にあるのが平成29年から令和2年度まで、その中で区長会で出された内容等、1件1件チェックしてきましたら、この街灯に関しては、平成元年の10月21日に行われた区長会の中で、西江上の区長から1件だけ出されているのを確認しています。それ以外にも担当課長からこの質問にあたり、聞いたところ随時、それ以外にも要望があつて、対応しているという話は伺っていますので、これからも各区の要望、もしくは村民からの個別の要求があつた場合には、きちんと対応されることを望みます。

2つ目の、当時平成25年3月の定例会で一般質問がされて、その答弁として332灯設置して、その維持費については、260万円ということなんですが、現状答弁のある510灯ですから、その当時の記録を見ますと、332灯に対して各区の要望が77か所ありましたと。それで70前後は設置する云々ということは答弁の中です。ですから約400近い数字がその時点でできたのかなと思うんですけど、今の510灯ですから、それよりもまた120灯近く増えているので、それだけ村民の要望、そういったものがあつて、ぜひ設置をされてきているのは確認できます。ただこの中で、この平成25年当時にもありましたけれども、LED灯への切り替え云々ということもありましたけれども、今現在510灯あるうち、LED灯はどれぐらいになっていますか。自分も島の中、夜もバイクで走ったりしながら見ていますけれども、ほぼLED灯に切り替わっているのかと思うんですが、建設課長どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

当時、平成25年度の332灯を設置されていますが、それ以降、随時、新規設置及びLEDに転換されておりまして、現時点での510灯に関しては、全灯数LEDの街灯となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

わかりました。これからもし要望があつて、新たに設置するときには、管理費といいますか、電気代とかそういったものも含めて、全てLEDに切り替えて設置されるようお願いいたします。

実際に178灯ですか、差し引きすれば178灯なんですけれども、それだけ増えていても、年間維持費は266万円余りですから、6万円ぐらいしか増えていませんので、その形でこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の基準については、日本防犯設備協会の基準に準じ設置し、優先順位については、各区からの要望を優先し、また村で必要と感じる通学路等へ設置している状況ということですので、これは答弁のとおり、きちんと対応されるようお願いいたします。

4点目の旅行村までの導線についてですが、お手元に資料として自分がつくつたやつがあるんですけども、これ見ていただいて、今現在、信号のある場所も含めて、全部どの場所に設置をされているのかということを図面と、あとは一部写真のほうで、現状を私ちょっと述べさせてもらいましたけれども、まだ役場から下がったファミリーマートまでは、それなりに灯数があつていいんですけども、そこから以降、入り口まで極端に間隔が空きすぎていると。これは写真でも見てもらえばわかるように、伊江島開発のところから見たら、もうずっと先のほうにぼつんと灯りがある程度、もう製糖工場から先まで1灯もないんです。あまりにも暗いということ。

それから旅行村のところも、1か所B&Gの入り口のところにあるんですけども、全体が暗くてどうしようもないと。これではやはりよく見かけるのが旅行村でキャンプしている人たちが、買い物を兼ねて夜暗い中、小さい電気をつけながらファミリーマートのほうに向かってくるのを、私は何人も見えています。やはりちょっとおっかない気がしますし、特にこの島の場合ですと、ハブが出たりして、夜ハブを車でひいたとか、そういった話も聞いていますし、そういったことを考えたときに、やはりもうちょっと明るい動線にしないと、観光客の安全・安心につながらないのかと思います。見てのとおり、その当時の答弁ですと、環境にに応じてという話で、菊農家の話で出ていました。それで実際私も、菊農家がどれぐらいの畑があるのかなということで、地図上でも示していますが、入り口のほうのところも入れて4か所あるんですけども、実際にたばこの葉は、菊のほうに影響を及ぼす、ルクスがどのぐらいなのか、自分の中では勉強できなかったんですけども、その辺を勘案して、もう少しこの動線については、設置をお願いしたいと思ひます。

答弁のほうにもありますけれども、「検討してまいりたい」ということなんですけど、要は「やるか、やらないか」なんです、私の質問の仕方というのは。一応は提案しますが、それをやるのか、やらないのか、その辺を確認をお願いしたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

答弁書のとおり、周辺環境に合わせたバランスよい配置計画を考えながら設置していくことを検討してい

くと答弁してあります。議員がお説のとおり、やはり菊農家とか、あとまたファミリーマートから伊江島開発の間には住宅も建っております。その辺は街灯による灯りの影響が出ないことを考えながら、菊農家のほうも一応、どの程度の照度があれば影響が出てくるのかということも考えながら、バランスよい配置計画をして、設置に向けて一応検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

これまで私もずっと一般質問させてもらっていますが、当局の最終的な答弁の仕方としては「何々してまいります」ということなんですが、もう端的に自分としては「やるのか、やらないのか」ということなんです。だから「計画をしてやってまいります」ということなんですが、「やる」ということで答弁はできないですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

基準的に言いますと、本来から言えば、この間隔があります。しかし、これを基準通りというか、先ほど申し上げたとおり、間隔を配置間隔をちゃんと計画しながら設置することで、一応は考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

この街灯については、建設課長からもありましたとおり、なかなかこうお互いの答弁のところを鋭く突かれたという感じはありますが、最後のほうに「設置に向けて検討してまいります」という部分を、本来虻江議員は、「設置に向けて取り組んでまいります」ということであれば、十分よくわかりましたということになるのかと思っておりますが、今回のこのすべからくの一般質問とか質疑ではいろいろと条件も変わりますが、今回の街灯の設置については、そういうことでとっていただいてよろしいかと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

今、建設課長、村長からも前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ設置のほうをお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員の一般質問を終わります。

次に10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。私は、湧出水源の取水ポンプ室のドア及びポンプの変換と道路への落石防止対策について、質問します。

昨年12月に発生した、爆弾低気圧による湧出水源の取水施設の破壊に伴い、去った3月定例会の令和2年度水道事業会計補正予算で、建設改良費として564万円が計上されましたが、工事はまだ進んでいません。

村の使用水量のうち自己水源からの取水はわずか20%程度ですが、その中でも湧出水源は75%前後を占めており、自己水源としては最も重要な施設です。

公営企業課の試算では、企業局の水道料金よりも自己水を処理した方が安くつくとされています。また、

海底送水施設に事故が発生した場合の緊急時の水源としても、自己水源の重要性が指摘されているところがあります。そこで質問します。

1. 現在のポンプ室はドーム状になっているため、ポンプの設置位置は床より低い位置にあり、天井とのスペースも狭く点検管理がしにくい構造になっています。ポンプの設置位置を変えるべきではないでしょうか。

2. ポンプ室そのものが老朽化し狭い状態です。点検管理しやすいスペースをつくり、波風に強い強固な施設に改築すべきではないでしょうか。

3. ポンプ室につながる道路の入り口には、「落石注意」と書かれた看板が立てられ、実際に小石が転がっています。時にはバレーボールより大きい石が転がっていることもあるそうです。通行の安全を確保するため、落石防止対策をすべきではないでしょうか。以上、3点について伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉 實議員の「湧出水源の取水ポンプ室のドア及びポンプの交換と道路への落石防止について」にお答えいたします。

湧出水源の成り立ちについて、過去の資料から垣間見ますと昭和38年に湧出水源集水タンクが完成し、翌昭和39年に揚水が開始されたと記されております。議員お説のとおり自己水源の有効活用や緊急時、災害時のライフラインの確保から極めて重要な水源と認識しております。

それでは、1つ目の「現在のポンプ室はドーム状になっているため、ポンプの設置位置は床より低い位置にあり、天井とのスペースも狭く点検管理がしにくい構造になっています。ポンプの設置位置を変えるべきではないでしょうか」にお答えいたします。

ポンプの設置については、現在製造中のポンプが6月末に完成し、7月中旬に据付けを計画しているところで、設置箇所の嵩上げや位置の移動が技術的に可能なのか、専門業者と検証してまいりたいと考えております。

2つ目の「ポンプ室そのものが老朽化し狭い状態です。点検管理しやすいスペースをつくり、波風に強い強固な施設に改築すべきではないでしょうか」との御質問にお答えいたします。

現在のポンプ施設は、取水位置の関係から自然岩を活用した施設で昭和60年、米軍から施設を譲り受け、大切に管理してきたところでございますが、度重なる高波の被災と経年劣化で改築の必要性を感じておりますが、まずは湧出水源の早急な回復に努め、施設の改築については水道事業の重要な課題として調査、研究に取組んでまいりたいと考えております。

3つ目の「ポンプ室につながる道路入り口には、落石注意と書かれた看板が立てられ、実際に小石が転がっています。時にはバレーボールより大きい石が転がっていることもあるそうです。通行の安全を確保するため、落石防止対策をすべきではないでしょうか」についてお答えいたします。

台風などの影響による落石が時折発生し、入り口に安全を呼びかける目的で「落石注意」の看板を設置している次第でございます。今後につきましては早めに現地調査など行い、対策方法を検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

2回目の質問を行います。水は我々、生きていく人間にとっても、動物にとっても1日たりとも欠かせな



い大事なものですが、今年度の村長の施政方針には、公営企業について、船舶については書かれているんですが、水道事業については一言も触れていません。3点について、聞いたんですが、まず1点目について、今のポンプが設置されている部分は、ドームの海側に半円を描いている建物ですが、その床よりも下のほうに建てられています。そのポンプから真下に水が取水管がたれ下っているんですが、その下がっているパイプの開口部分、これがひどくて水蒸気が発生するのではないかというふうに考えられます。これは下がっている、下げている理由はよくわかりませんが、一つは上のほうに空間をつくるためではないかということと。もう一つは、浸水した場合に、下に水が漏れると、排水できるということが原因かなと考えますが、電気部品、電気機器は水に弱いです。湿度が高いと故障しやすい。しかも今回のポンプを撤去するときに非常にこの業者は撤去するときにスペースがなくて苦労したという話を聞いております。こっちは、専門業者と検証してまいりたいということなんですが、できるだけ出入り口に近いところにあったほうが、今後も故障することも考えられますし、点検管理にとっては非常に便利だと考えます。今後、「専門業者と検証してまいりたい」と答弁されていますが、ぜひこれは可能だと思いますが、水道担当はどう考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時46分)

再開します。

(再開時刻11時47分)

公営企業課長 亀里裕治君。

○ 公営企業課長 亀 里 裕 治 君

移動については、現在のところ今、ポンプの早急な回復が最優先と考えていまして、今は7月中旬に備付けを予定している部分につきましては、現状の場所で設置をして、早急な回復に努めていきたいと考えていまして、また移動が可能なのか。それはまたいろんな研究調査をして、改めて考えていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私は4月に1回目行って、破壊されたところを見て、びっくりして質問しようと考えました。そのときに見たんですが、入り口のドアが破壊されて、それからポンプ室にもドアがあって、そこも破壊されていました。現在は、ポンプ室については、ドアは取替えられています。私が言っているのは、今回の災害で被害で、浸水した場合に、この水は中に入るわけですよ、ポンプ室の中に。ポンプ室からまたポンプが設置されている場所、そこまでのそのドアまで壊されていたと。その水がもし同じ、低いところにありますから、この下の排水口が広くなければ、モーターそのものが水に浸かってしまうんです。わかりますか。そういう構造になっているんです。これを入り口近くに寄せると、そういうこともないだろうと考えてそういう提案をしたわけです。これはぜひ、電気については湿度の高いところは壊れやすいということは常識ですから、もう一度考えていただきたいと思います。

それから2点目についてですが、築後、昭和38年に集水タンクが完成したということですが、築後は61年になります。普通ならば、鉄筋コンクリートの耐用年数は60年と言われていますが、とっくに耐用年数も過ぎています。これは早く改築すべきだと思います。公営企業課の自己水源を廃止した場合の費用額について計算表があるんですが、これは参考値、令和1年度のを参考にした計算したのですが、自己水を廃止した場合に削減できる経費が、自己水を廃止した場合と、廃止して企業局から全部買った場合の費用について計算されているんですが、一つは、1点目には、自己水源を廃止した場合に削減できる経費が、総額で1,010万7,000円、自己水源を廃止した場合に増加する経費、これは全て企業局から買い取った場合の経費、

これは総額で1,485万6,000円ということで、AからBを差し引くと474万9,000円の減額、黒字になるという計算になっています。経費がこれだけ減るということです。これは自己水源、3か所の総額ですから、湧出だけの計算ではありませんが、それだけ湧出の自己水源があることによって、経費は削減できているという計算になります。ですから経費から考えても、耐用年数から考えても、設置した、早く改築したほうが良いというふうに考えられますが、村長、どういうふうにお考えですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

私もこの前、名嘉議員から一般質問がありましたので、現地で担当課長、担当補佐、担当を含めて現地を詳細に見てきました。基本的に私も今の現状は、新たな方法で改善できるのであれば、新たな新築を考えたほうが良いという部分を担当課長含めて、担当には申し上げましたが、担当の言い分では、今の現状のほうが集水の部分で、非常に効率的であるし、当面はこれでいいのではないかとということでありました。確かに、岩にくっつけたこの辺のコンクリートブロックですから、あれがずっともつということでもありませんから、早めの対策は必要でありますし、この右側に村がつくったポンプ室があるわけです。私はこれを壊してここにポンプ室をつかって、今取っているポンプを、村がつくった施設の中でポンプをして集水したほうが良いのではないかとというようなことも申し上げましたが、担当の中では現在のところ、今の施設のポンプを替えたほうが、十分効率的に対応できるという、そういう考え方でした。基本的に名嘉議員と同じように今の施設は、これまでも何回も台風のためにいろんな被災を受けておりますから、抜本的な対策は必要だという部分は認識をしておりますが、管理をしている担当職員の意見も尊重しながらやらないといけないと思っておりますから、その辺のことは今後、調整していきたいと思っております。

いずれにしても、今米軍が使ったこの施設もポンプを替えても、外側がずっと持つということではありませんから、必ず改築の必要性は出てきますので、そこまで待たないでどういう対応ができるかというのを、今後一生懸命、取り組んでいきたいと思っております。申し上げているとおり、20%の自己水源ということは、大きな村にとってもこの水道水を供給している中での貴重な資源でありますので、その辺を念頭に十分な対策をやりながら、この20%の自己水源を大切に感謝しながら使っていけるような、そういう施設の改築、新築に向けて知恵を出していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

村長が今、述べられた村がつくったポンプは、あれはもう昔の砂利、コーラルでつくられた砂利が使われていて、あっちこっち鉄筋もむき出しになった状態になっているんです。私もあれを改築したほうが良いのではないかと考えたんですが、専門家の水道の担当に言わせると、吸い上げる距離が短いほど電気料は少なくて済むということで、結局は今のところが一番、吸い上げるためには、距離が短いという点でいいと思うんですが、管理面、ここでも触れているように片方は岩がむき出しになっていて、そこにコンクリートで囲まれているということで、岩からも水がにじみ出てくるし、下からも水が流れるという構造になっていますから、できるだけ早くこれは改築したほうが私はいいと思います。口では研究に取り組んでいきますということですが、もう60年も過ぎているわけですから早急に、研究に何年かかるかわかりませんが、早急な対策が必要だと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

先ほど申しあげましたように、早急な対策という必要性は、名嘉議員と全く同じ考え方であります。担当職員が言う、やはりすぐ近く、要するに米軍のは近いですね。取水口まで何メートルで、それでやってやるまで3メートルぐらいですけど、村の施設は10メートル以上あるわけです。今はまた上に上げる管は村の施設の管を使っている部分の話もこの前聞きました。まずはポンプの改修にあたっていますから、改修は現施設の中で改修をしながら、まず今の岩を活用した部分でもやはり狭いですから、この辺をもっと入り口を大きくして、名嘉議員がずっとおっしゃる通り、取水口から来たら、台風のときはあっちから逆に上がってくるという話も聞いていますから、その辺も考えながらもっとポンプ室を今の取水口に近いところでありつつ、なおかつスペースが大きいような、そういうポンプ施設にして、なおかつ若干、取水口から遠いところにポンプを設置して、どのぐらい効率的な取水ができるか。この辺を研究していくということだと私は思っていますから、まずはその自然岩を活用した今の部分を、もっとスペースを大きくして今ある、名嘉議員がおっしゃるポンプの課題のところを、どのぐらいまでこうバックさせたり、高めにしたら効率的な取水ができるかということを担当課において、今後専門家の意見も聞きながら検討させたいと思っております。

基本的にこの自然岩を生かしたこのポンプ室の施設を、もっとスペースを広くして、ポンプを後ろに寄せていってという部分は、同じ考え方だと思っておりますから、その辺を基本に担当課で専門家の意見も聞きながら、検討させたいと思っております。また、村が建てた古い施設については、担当課の補佐に、これもう取ってどけたらと、「撤去したら」と私は言いましたが、多分台風のときにこの建物によって、奥のこの辺の自然とか、草とかに対しての対策になっているから、危険でない限りはそのまま置いておきたいということでございましたので、その辺の部分についても、しっかりと現地で担当課、担当職員に話して、今後必要に応じての改修は指示しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

わかりました。次3点目について、これも今後の対策方法、検討していきたいということですが、「落石注意」という看板のそばに、警告「不法投棄は犯罪です」ということの看板と、もう一つは漁業者からのお願いという看板「こういう具は取らないでください」という看板も立てられています。企業職員は毎日点検のために、毎日通っているらしいですが、この看板は一般住民に対する看板なんです。だから一般住民もそこを通っているということです。私も3回行ったんですが、実際恐いです。いつ石が落ちてくるかわからない。ですから今、城山が今、落石防止のための擁壁と擁壁の上に網のフェンスが、2メートルぐらいのフェンスが立てられています。ああいうふうには危険防止、落石防止対策は早急な課題だと、私は思っていますがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

確かに落石に関しましては、台風などの影響により時折、発生している状況でもあります。この辺は認識しております。まず私どもといたしましては、現地調査を実施して、現地調査を実施しないとどういう対策方法があるかというのが、なかなかわかりませんので、そういう現地調査をやって、対策があれば、その対策にのっとなって実施していきたいと思えます。

現状はなかなか、安全管理の中でしか対応できない状況になっておりますので、台風の前には、やむをえない場合は「通行止め」にして、その辺は危険を除去しながら対応していきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

台風だけじゃなくて、私が行ったのは、4月の雨の後だったんですが、落石がありました。落ちていた石については、注意できるんですが、上から落ちてくるものについては、注意してもいつ落ちてくるかわからないし、防ぎようがないんです。ですからこれは早めに現地を見て、対策を早めにしていただきたい。これは企業職員の命を守る対策でもあると思います。以上で、質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

建設課長からもありましたが、やはり過去にも今は、国土交通省ですが、建設庁、県からの調査のもので、急傾斜地危険区域ということで、伊江村もずっと申し上げて、その事業で対策をやろうということでやってきましたが、なかなかその事業がつかなくて、その中では、やはり2か所ありますよね。一番狭いところの上と、ちょっと湧出の景勝地から見たところ、この前に見たときに、こことここは危ないという部分も、お互い認識しております。ただやはり道路が非常に狭い中でどういった落石防止対策、有効な対策がとれるのか。建設課長が言っている現地をしっかりと調査しながら、有効的な効率的な落石防止に対する、いろいろ対策の工事をどのような観点からやろうかという部分ですから、そこを早めにやってほしいということですから、今後担当課において、そういう現地調査を踏まえた落石防止対策について、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻12時07分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第7 報告第8号 令和3年度伊江村人材育成会の業務報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第8号 令和3年度伊江村人材育成会の業務報告について、報告をいたします。

伊江村人材育成会設置条例、第4条第2項に基づく報告でございます。去る5月20日に開催をいたしました。伊江村人材育成会の理事会、並びに総会において、承認をされました令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画書について、別紙のとおり報告をさせていただきます。以上で報告といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第8号は終わりました。

日程第8 報告第9号 令和2年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第9号 令和2年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告でございます。

次のページをお願いいたします。繰越計算書をお願いいたします。令和2年度の一般会計の繰越明許費ということで、この表にあるとおり、2款1項行革大綱策定業務委託料、全体金額298万1,000円のうち、全額298万1,000円を翌年度に繰り越して、事業を実施するというところでございます。以下、2款1項真謝区・西

崎区住環境負担軽減事業の1億475万3,000円のうち、3,351万3,000円。6款1項の畜産総合施設整備事業9億2,407万1,000円のうち、5億7,698万8,000円、同じく6款1項農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）1億6,868万円のうち、1億68万円。7款1項新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の1億3,452万8,000円のうち、2,250万円。10款1項村立学校教員宿舎耐力度調査業務941万6,000円のうち、全額の941万6,000円、合わせて6事業で13億4,442万9,000円のうち、7億4,607万8,000円を翌年度に繰り越して事業を実施していきたいと考えております。その事業費の翌年度繰越額の財源内訳については、表記のとおりでございます。5月30日現在の計算書となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第9号は終わりました。

日程第9 報告第10号 令和2年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について議題とします。  
提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第10号 令和2年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告をいたします。

地方公営企業法第26条第3項予算の繰越の規定により報告するものでございます。繰越計算書をお願いいたします。

令和2年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越でございます。1款資本的支出、1項建設改良費の事業、湧出水源揚水ポンプ更新工事の605万円を翌年度に繰り越して、全額繰り越して、事業を実施するための措置でございます。その財源内訳については、損益勘定留保資金で全額賄っていくということでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻13時36分)

再開します。 (再開時刻13時36分)

これで報告第10号は終わりました。

日程第10 報告第11号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第11号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分の報告について、報告をいたします。

地方自治法の第180条第1項の規定により別紙のとおり専決した法の第2項の規定により報告するものでございます。

これにつきましては、令和2年度繰越明許予算にて、実施中の伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分でございます。専決処分をした事項といたしましては、契約金額が（イ）変更前の請負金額1億2,021万2,400円、（ロ）変更による増額契約額が356万5,100円、（ハ）変更後の請負金額が1億2,377万7,500円となっております。契約の相手方が、伊江村字西江前563番地、有限会社 金城土建。有限会社 伊江島開発特定建設工事共同企業体、代表取締役 金城清信と工事改定契約をいたしましたので、報告をさせていただきます。

なお、今回の契約変更の主な内容といたしましては、施設用地内の既設、新設浸透池の間知ブロックの擁壁工の一部数量変更及び北側校区の路盤舗装工に伴う一部数量変更による増額となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第11号は終わりました。

日程第11 承認第3号 専決処分した令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の報告を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

承認第3号 専決処分した令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

令和2年度の農林水産業費国庫補助金において、令和2年度内の収入が見込まれないことにより、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、繰上充用の予算措置をする必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年5月31日付、専決処分をいたしましたので、承認を求めたく提案をするものでございます。

これまで本村では、今回このような専決処分というのは、一般会計予算ではなかなか前例がなかったということで、私も初めてでございますので、少し詳しく説明をさせていただきます。

今回の専決処分に至る経過といたしましては、農林水産課の所管によります令和2年度伊江村畜産総合施設整備事業の国庫補助金分、これは北部振興事業で今回やっている事業なんですけれども、この分について、本村から4月の9日付、北部振興事業の管轄である北部広域振興室のほうに、概算要求をしましたけれども、実は結果として5月31日まで、その間いろいろまた後ほど説明しますが、収入がないと振り込まれないという状況が5月31日にこれがわかりまして、それで今回このような専決処分をせざるを得ないということになったわけです。これは出納整理期間内での国庫補助金の歳入処理ができない事態が生じたためのことで、その理由については、本省内閣府の会計課内での当該補助金の支出負担行為手続など、事務手続上の遅れが要因であるということでございますので、その件については、内閣府においてもその件については認めているところであります。これは今回、この北部振興事業で、同様な事例が名護市、宜野座村、国頭村でも全く同じような状況が今回起きております。

そういうことで今回、この国庫補助金は実は6月2日に収入済みであります。しかしながら、既に5月31日でもって、出納整理期間が終えるものですから、そうすると今回、この専決処分をしない限り、本村の決算では赤字になると状況が生まれるために、今回このような措置をしております。

皆さんのお手元の資料の提案理由の中に、地方自治法166条の第2項があります。これは実は会計年度経過後に至って、歳入が歳出に不足するときは、翌年度、令和3年度の歳入を繰り上げて、これに充てることができる法的根拠があります。これは地方公共団体のみに認められている決算の方法であり、繰上充用と言われております。翌年の歳入の繰上充用は、不測の事態により会計年度経過後になって、歳入が歳出に不足し、赤字決算となることがわかったときに、当該赤字決算を避けるための非常手段として、翌年度の歳入を一時繰り上げて処理する制度でありますと、いうことでこれは法的には、根拠としてはできるということでもあります。

例えば、今回の大まかにこのような決算はまだ締めてございませんが、計算してみますと、この補助金、後ほど大体2億5,000万円余りなんですけど、これ入ってこなければ9,900万円ぐらいの赤字になるということになりますので、このようなことは避けないといけないということで、今回専決処分をしたということでございます。この場合においては、この必要な額を、翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないという規定に基づきまして、令和3年度一般会計補正予算、今回の第2号で予算措置を行って、専決処分を行っております。それではお手元の補正予算資料（第2号）の説明をさせていただきます。

令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）

令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条（歳入歳出予算の補正） 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,761万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,761万円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書、歳入の1ページを開けていただきまして、今回どのようなことをしたかといいますと、まずは令和3年度の歳入で、財政調整基金繰入金を2億5,761万円を繰り入れました。開けていただきまして、歳出で15款1項1目繰上充用金として、21節補償補填及び賠償金ということで、この繰上充用金は、補填ということになるということで、このような予算の形式になっております。細節の101. 畜産総合施設整備事業（北振）補助金未収入分ということで、2億5,761万円を措置してございます。これが繰上充用ということで、令和3年度から一旦、令和2年度で繰上充用していくということでやらなければ、今回赤字決算になるということで、これらについては、赤字決算を避けるために、そういった措置をしているところでございます。既にこれは実は伊江村からは、国の内閣府には、ぜひ北部振興室を通して5月の会計整理期間内には、ぜひ補助金を入れていただきたいということで、再三お願いをしてありますけれども、実はこの返事が5月19日には、内閣府より補助金の振込時期が、令和3年5月24日から28日の間に手続を行うという通知がメールでもって北部振興室に届いたということで、何とか出納整理期間内には間に合うなということでございましたけれども、一向に28日になっても入ってこないということで問い合わせたところ、31日に振込手続ができないということで、事務的手続が遅れているということでの連絡があったために、5月31日に急遽、専決処分の手続を行ったところであります。そういったことで、既に6月2日には、その補助金の歳入はありましたけれども、令和3年度で過年度収入で国庫補助金として受けていくということであります。これはまた、次の補正3号でもって、説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いしたいと思います。

以上ですが、また御質疑がありましたら、よろしくお願いをいたします。以上で説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻13時48分)

再開します。

(再開時刻13時57分)

質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

一般会計補正予算との関係でお聞きします。これから提案される一般会計補正予算の歳入のほうでは、雑入、歳出でしたか、雑入になっているんです。国庫補助金であるべき歳入が雑入に変わったのは、どういうことなのかということ。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻13時59分)

再開します。

(再開時刻13時59分)

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

補正予算第2号につきましては、副村長から説明があったとおりでございますけれども、この6月2日に入りました国庫補助金につきましては、既に令和2年度の繰上充用いたしまして、一般財源をもって補填した経緯がございます。よって、翌年度に入ってくる歳入が国庫補助金であれ、本来の特定事業に充てる補助

金ではなく、既に実益がないわけです。本来でしたら畜産総合施設の補助金として充てるべき補助金なんですけれども、今回はたまたま出納整理期間前までに補助金が入らなかったということで、3年度で過年度収入で受けることになります。それは当然、2年度の決算は繰上充用して終わっていますので、3年度の予算では、雑入の過年度収入で受けるという財政上の手続をとっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

(休憩時刻14時01分)

再開します。

(再開時刻14時04分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分した令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号 専決処分した令和3年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第36号 伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第36号 伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会設置条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

伊江村戦跡等周辺環境整備事業を実施するにあたり、村内の戦跡の保存継承及び平和学習等が行えるよう、その方策や内容について検討する委員会を設置するため、本条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

ページ開けていただきまして、条例の中身の説明を大まかにさせていただきます。提案理由で申し上げましたとおり、令和2年度に基本計画を策定をいたしました。それに基づきまして、今後実施設計、あるいは整備についての必要があるために検討委員会を設置するというところでございます。第1条（設置）この条例は、伊江村戦跡等周辺環境整備事業の基本計画を基に、その方策や整備内容を検討するため、伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会を設置するというところで、（設置）第1条で定めてあります。

第2条（所掌事務）ということで、委員会は、整備事業の実施設計及び整備内容について検討を行うものとする。

第3条（組織）委員会は、委員8人以内をもって組織するというところで、2項では、村長は委嘱任命する委員の、1号から3号まで定めております。

第4条（委員長及び副委員長）の件について、定めております。

第5条では（委員の任期）ということで、委員の任期は2年として、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするというふうに定めてあります。

第6条は（会議）です。



第7条については、(意見の聴取) ということで、この委員会に必要に応じて、知識経験者あるいはそれに必要な方の意見を聴くことができると定めてあります。

ページ開けていただきまして、第8条(庶務)委員会の庶務は、福祉課において処理すると。

第9条では(報酬及び費用弁償) ということで、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によって、報酬の支払いをしていきたいと定めてございます。

第10条は(委任)

附則としまして、(施行期日) この条例は、公布の日から施行する。2項で(この条例の失効) この条例は、整備事業が完了した日に、その効力を失うということで、整備事業が完了するまで本委員会を開催をしていきたいと考えております。

以上、大まかに説明しましたが、設置条例の中身はこのようになっておりますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

この伊江村戦跡等周辺環境整備事業につきましては、この委員会というのは、手元に配られた資料の報告書、この報告書などに基づいて、これから審議されるものから1点と。

最後の附則のほうで、整備事業が完了した日に、その効力を失うということの附則がありますが、整備事業の完了はいつごろまで予定されているのか、お聞きします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

まず1点目の報告書、今日お手元にお配りされていると思いますが、これは基本設計をしたときの報告書になっております。この中は方向性、そしてこういう形をつくっていく。または整備をするのは何か所、この中では11か所、そのうちの4か所、または5か所を整備。駐車場などをつくっての整備、それ以外は看板とか、またはVRとかをやってはどうかというような、大まかな内容になっています。それをまた具体的に実際やっていくため、どのようにしていくかというのをこの報告書に基づいて実施設計を行っていききたいと思っております。その後にもまた工事を進めていききたいと考えております。

2点目の整備事業、終了した日ということの効力を失うということでございますが、この工事につきましては、内容的に1年で終わるかもしれませんが、2年目、3年目というふうに延びる可能性もございます。また、もし1年で終わったとしても、整備する箇所というのは、さらに出てくる可能性もありまして、その後追加でやったほうがいいんじゃないかとか。この戦跡を整備するにあたって、さらに整備箇所を増やしたほうがいいんじゃないかということになっていけば、やはり事業というのは延びると思っておりますので、その辺も考慮して、この整備事業が完了するまでは、この検討委員会をちゃんと残しておこうということで、このよううたい方をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

それではこの整備委員会のほうで実施設計とかも含めた検討をされるということで、先ほどの整備完了につきましては、なかなか明確にお答えされていないわけですが、この委員会の中でしっかりとどこどこ、こ

うやるということになると、整備事業の計画、年度というのも把握できるのかと思いますが、今後内容次第によっては長引く可能性もあるかというような認識であります、おおよそそういった計画性というのは、この基本計画の中でも持っていなかったんですかね。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

整備の内容としまして、実際は3か所、最初は3か所程度ということで考えておりました、そのときには実施設計を行った次の年には完了させられないかなということで、工事自体は考えておりました、それがまたさらに4か所、5か所ということで、考えも増えてきております。さらにARを活用する。VRを活用するという事までも増えてきておりますので、それは実施設計の中でまた工期的なものも含めまして、考えていかなければいけないということで、このような条例になってございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

今、担当課長からお答えをさせましたけれども、実は一括交付金事業を活用していくために、この一括交付金事業、令和4年度までの事業の中でどれだけできるかなということも含めて、実施設計の中でやっているということですから、とりあえず当面は、令和4年度中まで、できるものはどれだけあるのかということを実際に積算をしていく中で、大体決まってくるだろうと思いますが、先ほど課長からあったように、4か所ぐらいはぜひやりたいと思っていて、令和4年度中には一括交付金を活用できるのであれば、終わりたいと基本的には考えておりますが、課長はうまく答弁やりにくいのは、実際に実施設計をしてみないと、どれだけの積算が出てくるのか。金額が出てくるのか。あるいは実はこの中に私有地を購入しなければいけないところが出てきます。どうしてもやはり今後、観光的な面とかで、例えば平和学習をとるために、駐車場はやはり確保したい。ここはやはりバスが止まる駐車場があればいいなとかいう考え方も今、出てきていますので、それを含めて今回の検討委員会の中で検討していく中で、大体金額が定まってくるだろうと思えますし、できるだけ一括交付金が余裕があれば、2年間にこの年度の中では、ぜひせめて4か所ぐらい、今大体対応的なことは考えていますから、それは終わりたいという目標でもって、今後検討していく中でまた追加でやっていくということもあるだろうと。当面、2年ぐらいと考えてもいいのかと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

3点目に補助事業は、何かの活用するのかと聞いたかったんですが、先ほど一括交付金ということで、またいろいろと諸事情があったら当然延びるということで確認しましたが、ぜひ担当課長のほうからいろんな施設での展開を説明もされていたわけですが、それについては例えばいろんな画面をつくるとなると、予算がかかるし、そこら方面は財政的なところもあるかと思いますが、ひとつ慎重に検討していただくよう要望します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕  
討論なしと認めます。

これから議案第36号 伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会設置条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、伊江村手数料条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

今回の改正の趣旨としましては、先ほど申し上げました法律の改正によりまして、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し、及び住民票の除票の写しについて、交付手数料を明記、つまり条文化する必要があることや、マイナンバーカードの再発行手数料の徴収事務の変更、その他制度終了の事項があるため、所要の条例の整備を行うものであります。なお詳細につきましては、住民課長より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

今回の改正について、御説明いたします。今回の条例改正の主な概要につきましては、先ほど副村長からも申し上げたところでございますが、先に資料のほうを御覧いただきまして説明に入りたいと思います。新旧対象表の次に添付している資料2というのがございますので、資料2のほうを先に御覧いただきたいと思っております。

改正の内容、上段（1）戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し、及び住民票の除票の写しについて、住民基本台帳法の改正により、この3つの写しが法律上で明確に位置付けられたことから、今回手数料条例において、法律改正に合わせ明記するものでございます。この3つ写しにつきましては、これまでも窓口事務において、普段から申請交付できる事務でございます。1件当たりの金額にも変更はなく、改正前の第10項で対応していた事務でございます。

次に（2）におきましては、平成27年にマイナンバーカード以前の制度で、通知カードというカードがございましたが、このたびこの通知カードの制度終了により条文から削除するものでございます。

（3）マイナンバーカードの再発行手数料に関しては、手数料800円なんですけれども、本村への納付からマイナンバーカードを発行する地方公共団体システム機構という外郭団体がございます。そこへの再発行手数料としての納付となるため、条文から削除するものであります。また、参考として戸籍の附票、除票の附票、裏面には住民票の除票や、通知カードの概要をつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは新旧対照表をもちまして、改正について説明いたします。新旧対照表の1／4ページを御確認お願いします。第6項の下に、左側改正後の表第7項として、戸籍の附票の写しの交付手数料、1件につき

200円、と第8項で戸籍の附票の除票の写しの交付手数料、1件につき200円をそれぞれ挿入いたします。そのため右側、改正前の7項から11項までを、改正後、左側の改正後の9項から13項まで、それぞれ2項ずつ繰り下げます。改正前の右側の表、第13項につきましては、マイナンバーカードの再発行手数料について、本村への納付から外郭団体への納付になることから削除し、左側の改正後の表、第14項に住民票の除票の写しの交付手数料、1件につき200円を挿入いたします。このページの左側の改正後の7項、8項、14項につきまして、住民基本台帳法の改正により附票の写しや除票の写しなどが明文化されたことにより改正するものであります。これまでは全て、改正前の第10項、住民登録に関する証明手数料、1件につき200円の範囲で交付を行っていたものであります。

次のページをお願いいたします。改正前、右側の表の第14項につきましては、平成27年度において送付されている通知カード制度であります。この部分が制度の終了に伴い削除いたします。

以下、新旧対照表の2ページから最後の4ページまでは、これまでの条文の追加と削除による項番号のずれによる改正でございます。附則としまして、この条例は、令和3年9月1日より施行するものといたします。

以上で、議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻14時26分)

再開します。 (再開時刻14時27分)

先ほどの質疑に対して、訂正がありますので、再度答弁をお願いします。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第36号の伊江村戦跡等周辺環境整備検討委員会設置条例の制定について、御質疑の中で、私一括交付金事業を令和4年度という話をしましたが、令和2年度と令和3年度の中で、これを今検討していますということですから、令和3年度中にもし予算がある程度、確保できれば、ある程度のところまでは整備をしていきたいと考えているというふうに、「令和4年度」を「令和3年度」に訂正をお願いしたいと思っております。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻14時28分)

再開します。 (再開時刻14時40分)

日程第14 議案第38号 中層型浮漁礁更新工事の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第38号 中層型浮漁礁更新工事の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、1億4,300万円。契約の相手方、浦添市伊祖2丁目5番2号、株式会社 内間土建、代表取締役 内間 司と契約をしていきたいというふうに思っております。

今回の工事につきましては、令和3年度水産環境整備事業、琉球地区伊江をもって実施するものであります。工事内容につきましては、平成21年度、平成22年度に設置した中層型浮漁礁が耐用年数を迎えるため、今年度改修、設置工事を実施するものであります。改修及び設置する浮漁礁の位置、設置水深については、お手元に配付しています資料、位置図にありますので、御参考いただきたいと思います。伊江島沖北西部伊江1号が82.25キロメートル地点、水深1,050メートル。2号が72.49キロメートル地点、水深1,040メートルの地点に、今回更新工事をやる予定でございます。工事工期につきましては、令和3年6月18日から、令和3年12月14日までを予定しているところであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

漁業に携わって大変、うれしく思っています。先ほど説明で6月18日から12月14日までが工事期間ということなんですけど、どうしてこんなに時間がかかるんでしょうかね。

それと製作の場所はどこでつくるのか。その2点伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

令和3年6月18日から令和3年12月14日まで、工期があることなんですけれども、6月18日からこの浮漁礁の製作を行いまして、製作している間に8月ごろに、平成21年、22年度に設置した浮漁礁のほうを改修する計画としております。あと設置に関しては今、3か月ほどこの浮漁礁の製作に時間がかかりますので、9月から10月ぐらいに、設置は予定して今の計画で予定しているところでございます。

製作の場所については確認してから、後でまた報告したいと思えます。もっていく場所は伊江港から今、位置図にある場所に設置する予定ではあるんですが、製作場所については確認してから報告したいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

1号漁礁については、この2号を設置してから回収するの。でなければあまりにも時間が、半年もかかるわけですから、浮漁礁の製作、設置までに12月14日に設置するわけです。15日ぐらいからでもぎりぎりとしても、15日から漁業者は操業できるわけだけど、この1号機の回収、改造といえますか、するのは、予定はどうなるんですか。2号機を設置してからやるんですか。その辺をきちんとしておかないと、漁業者は困ると思いますけど、その辺はどんなでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

私が聞いたところによりますと、1号機、2号機は同時に回収します。一度に2機。この中層型浮漁礁の工事に関しましては、今ある既存の中層を一旦、耐用年数過ぎていきますので、これを引き揚げます。これを回収といいます。それを1号と2号同時に先に回収いたします、引き揚げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻14時47分)

再開します。 (再開時刻14時50分)

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

先ほどの製作の場所についてなんですが、伊江港のほうで行うということですので、報告しておきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第38号 中層型浮漁礁更新工事の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 中層型浮漁礁更新工事の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第39号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第39号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、(イ) 変更前の請負金額6億3,800万円、(ロ) 変更による増額契約額866万8,000円、(ハ) 変更後の請負金額6億4,666万8,000円。

契約の相手方 (有) 真組・(有) 永山建設・島幸建設(株) 特定建設工事共同企業体。

代表者 伊江村字川平396番地、有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と契約をしていきたいと考えております。

なお今回の工事の変更内容につきましては、別紙資料もお手元に配付をしていると思いますが、当初1から6の施設の整備を予定をしていたところではありますが、次年度事業の圧縮を図るために、令和3年度工区から15の施設堆肥舎及び18の施設、機械洗い場、牛洗い場を前倒しをして施工するというところで、国との協議が整い承認をいただきまして、改定契約後、施工に着手していきたいということでの今回の請負契約の変更の提案でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

進行します。日程第16. 同意第4号 監査委員の選任について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋 秀 幸 君

同意第4号 監査委員の選任についての、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、任期満了による提案でございます。

現具志川豊秀代表監査委員が、平成25年から平成29年の1期4年間で、引き続き平成29年4月1日から、令和3年の今月の30日で2期目の任期を満了する予定でございますが、具志川豊秀監査委員につきましては、長年の役場での経験、知識を生かした識見をもってすばらしく、代表監査委員としての職務をすばらしく執行されていたということに鑑みまして、引き続き伊江村字東江上441番地、具志川豊秀、昭和27年10月27日を、監査委員に選任したく、ここに同意をお願いするものでございます。ひとつよろしくお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第4号 監査委員の選任について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第4号 監査委員の選任について、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

(散会時刻14時59分)